

## 保育所の設置等に関する事務取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、保育所に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく設置及び廃止又は休止並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）に基づく届出等に関する事務の取扱いについて、児童福祉法施行細則（昭和62年千葉県規則第54号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 設置認可申請（届）の手続

1 私立保育所（公私連携型保育所を除く。以下この項において同じ。）の設置認可申請の手続

(1) 私立保育所の設置認可申請を行う者は、法第35条第4項並びに施行規則第37条第2項及び第3項の規定により、別表1の1に掲げる書類を、施設を設置する市町村を經由して知事へ提出すること。

(2) 市町村長は法第35条第7項の規定により、知事から私立保育所の設置認可に係る協議があった場合には、別表1の2に掲げる書類を知事へ提出すること。

2 公私連携型保育所の設置届の手続

(1) 公私連携型保育所の設置の届出を行う者は、法第56条の8第3項の規定により、別表1の1に掲げる書類を、施設を設置する市町村を經由して知事へ提出すること。

(2) 設置届を受け付けた市町村は、届出内容を審査の上、当該設置届と別表1の2に掲げる書類を知事へ提出すること。

3 公立保育所（公設民営を含む。以下同じ。）の設置届の手続

(1) 公立保育所の設置の届出を行う市町村は、法第35条第3項及び施行規則第37条第1項の規定により、別表2の1に掲げる書類を知事へ提出すること。

(2) 公立保育所を設置し社会福祉法人等に業務を委託し、又は指定管理者制度により管理を行わせようとする市町村にあっては、(1)に掲げる書類に加えて、別表2の2に掲げる書類を提出すること。

### 第3 内容変更届の手続

1 私立保育所（公私連携型保育所を含む。以下同じ。）の内容変更届の手続

(1) 私立保育所の建物その他設備の規模及び構造、定員等の運営方法、代表者、施設長等を変更しようとする設置者は、施行規則第37条第5項又は第6項の規定により、別表

3に掲げる書類を、施設の所在する市町村を經由して知事へ提出すること。

(2) 変更届を受け付けた市町村は、変更内容を確認の上、当該変更届に意見書を添えて知事へ提出すること。

## 2 公立保育所の内容変更届の手續

(1) 公立保育所の建物その他設備の規模及び構造、定員等の運営方法、施設長等を変更しようとする市町村は、施行規則第37条第4項又は第5項の規定により、別表4に掲げる書類を知事へ提出すること。

(2) 公立保育所を社会福祉法人等に業務を委託し、又は指定管理者制度により管理を行わせている市町村にあつては、(1)に掲げる書類に加えて、別表4の2に掲げる書類を提出すること。

## 3 関係法令等の遵守

保育所の内容変更を行うに当たっては、法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）、保育所設置認可に関する審査基準、その他関係法令に定める要件を遵守すること。

## 第4 廃止（休止）承認申請（届）の手續

### 1 私立保育所の廃止又は休止承認申請の手續

(1) 私立保育所を廃止又は休止しようとする設置者は、法第35条第12項及び施行規則第38条第2項の規定により、別表5に掲げる書類を、施設の所在する市町村を經由して知事へ提出すること。

(2) 申請書を受け付けた市町村は、申請内容を確認の上、当該申請書に意見書を添えて知事へ提出すること。

### 2 公立保育所の廃止又は休止届の手續

公立保育所を廃止又は休止しようとする市町村は、法第35条第11項及び施行規則第38条第1項の規定により、別表6に掲げる書類を知事へ提出すること。

## 第5 現況報告の手續

社会福祉法人以外の私立保育所の設置者は、平成12年3月30日付け児発第295号厚生省児童家庭局長通知「保育所の設置認可等について」及び設置認可書による認可条件に基づき、毎会計年度終了後3か月以内に、別に知事が定める現況報告書及び関係書類を、市町村を經由して知事へ提出すること。

## 第6 その他

### 1 用紙の大きさ

申請書等の用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とする。

### 2 提出部数

知事に提出する書類の部数は、1部とする。

### 3 提出期限

設置認可申請（届）は県が別途定める期日まで、廃止・休止承認申請は、原則として予定年月日の3か月前までに提出すること。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年8月22日に一部改正する。

#### 附 則

この要領は、令和2年5月26日に一部改正する。

#### 附 則

この要領は、令和3年3月29日に一部改正する。

#### 附 則

この要領は、令和4年3月31日に一部改正する。

#### 附 則

この要領は、令和5年8月23日に一部改正する。

別表1の1 私立保育所設置認可申請（公私連携型保育所設置届）提出書類

1 申請書（届出書）	児童福祉施設設置認可申請書（施行細則第二号様式）又は公私連携型保育所設置届（施行細則第七号様式の二）	
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等（※1）	(1) 事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）	
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）	
	(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書	
	(4) 公図の写し	
	(5) 不動産賃貸借契約書写し	
	(6) 賃借料の水準に関する書類	
	(7) 貸主の印鑑登録証明書	
	(8) 住居表示を証明する書類	
3 土地、建物その他設備（※2）	(1) 土地、建物その他設備の規模及び構造（別紙第2号様式）	
	(2) 建物の配置図、平面図及び立面図	
	(3) 仕上表	
	(4) 写真	
	(5) 屋外遊戯場を代替地又は屋上とする場合の説明資料	
	(6) 保育に必要な医薬品及び医療品一覧	
4 保育所の運営関係	(1) 運営についての重要事項に関する規程	
	(2) 全体的な計画	
	(3) 指導計画	
	(4) 日課表	
5 法人格等（※3）	(1) 社会福祉法人調書（別紙第3号様式）	
	(2) 定款、寄附行為その他法人の規約	
	(3) 法人登記簿履歴事項全部証明書	
	(4) 印鑑登録証明書	
	(5) 児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書（別紙第4号様式）	
6 経営者及び職員（※4）	(1) 役員について	①役員（評議員）名簿（別紙第5号様式）
		②法人代表者の履歴書（又は経歴書）写し
	(2) 施設長について	①施設長選任理由書（別紙第6号様式）
		②履歴書（又は経歴書）写し
		③資格証明書写し
		④雇用契約書等写し
	(3) 職員について	①職員名簿（別紙第7号様式）
		②雇用契約書等写し
		③資格証明書写し
		④調理業務委託契約書等写し
	(4) 運営委員会について	①運営委員会規則
		②委員名簿
	(5) 嘱託医について	①契約書写し
		②資格証明書写し
	7 財務・資産状況	(1) 直近3期の決算書（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに代わるもの）
(2) 事業開始年度における予算書		
(3) 預金残高証明書		

8 法人の規程等	(1) 経理規程	
	(2) 就業規則	
	(3) 育児・介護休業規程	
	(4) 給与規程・旅費規程	
	(5) 自己評価・外部評価に関する規程又は計画	
	(6) その他規程等	
9 関係法令等に基づく届出等	(1) 消防機関関係	①消防計画写し
		②消防用設備等検査済証又は消防用設備点検結果報告書写し
	(2) 建築確認申請書、確認済証及び検査済証写し又はこれらに代わるもの	
	(3) 土地利用に関する法令上の規制が解除されていることを証する書面写し	
(4) 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票		
10 理事会等の議事録写し		
11 その他知事が必要と認める書類		

※1 「(5) 不動産賃貸借契約書写し」から「(7) 貸主の印鑑登録証明書」については、土地又は建物の貸与を受ける場合に提出すること。

※2 「(3) 仕上表」は保育室等を3階以上に設置する場合、「(5) 屋外遊戯場を代替地又は屋上とする場合の説明資料」は該当する場合に提出すること。

※3 申請者が社会福祉法人以外の法人である場合には、「(1) 社会福祉法人調書(別紙第3号様式)」に代わり法人概要が分かるものを、申請者が個人である場合は「(4) 印鑑登録証明書」及び「(5) 児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙第4号様式)」のみを提出すること。

※4 「(4) 運営委員会について」に係る書類は、申請者(届出者)が社会福祉法人及び学校法人以外である場合に提出すること。

別表1の2 私立保育所設置認可申請（公私連携型保育所設置届）に係る市町村提出書類

1	意見書
2	小学校就学前の子どもに関する調書（別紙第8号様式）
3	市町村と法人が締結した協定書の写し（公私連携型保育所設置届の場合）

別表2の1 公立保育所設置届提出書類

1	届出書	児童福祉施設設置届（施行細則第一号様式の四）
2	施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	（1）事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）
		（2）施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）
		（3）住居表示を証明する書類
3	建物その他設備	（1）土地、建物その他設備の規模及び構造（別紙第2号様式）
		（2）建物の配置図、平面図及び立面図
4	運営についての重要事項に関する規程	
5	施設長の履歴書（又は経歴書）写し	
6	職員名簿（別紙第7号様式）	
7	保育所の設置及び管理に関する条例（条例案）	
8	歳入歳出予算書抄本（予算書抄本案）	

別表2の2 公立保育所設置届追加提出書類（業務委託又は指定管理者制度の場合）

1	法人代表者の履歴書（又は経歴書）写し
2	法人登記簿履歴事項全部証明書
3	定款、寄附行為その他法人の規約
4	受託法人との業務委託契約書（契約書案）の写し（業務委託の場合）
5	指定管理者との管理に関する協定書（協定書案）の写し（指定管理者制度の場合）

別表3 私立保育所内容変更届提出書類

提出書類		変更事由							
		建物・設備	運営規程等	施設長	代表者	法人名称又は所在地	施設所在地	施設名称	
1	児童福祉施設内容変更届（施行細則第五号様式）	○	○	○	○				
2	児童福祉施設名称等変更届（施行細則第四号様式）					○	○	○	
3	施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	(1) 事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）	△				○		
		(2) 施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）					○		
		(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書	△					○	
		(4) 公図の写し						○	
		(5) 不動産賃貸借契約書写し	△					△	
		(6) 賃借料の水準に関する書類	△					△	
		(7) 貸主の印鑑登録証明書	△					△	
		(8) 住居表示を証明する書類						○	
4	建物その他設備	(1) 変更前後の土地、建物その他設備の規模及び構造（別紙第9号様式）	○	△				○	
		(2) 変更前後の建物の配置図、平面図及び立面図	○	△				○	
5	運営についての重要事項に関する規程		○				○	○	
6	法人格等	(1) 定款、寄付行為その他法人の規約					○		
		(2) 法人登記簿履歴事項全部証明書					○		
7	経営者及び職員	(1) 法人代表者の履歴書（又は経歴書）写し				○			
		(2) 施設長について	① 施設長選任理由書（別紙第6号様式）			○			
			② 履歴書（又は経歴書）写し			○			
			③ 資格証明書写し			○			
			④ 雇用条件通知書等写し			○			
(3) 職員について	① 職員名簿（別紙第7号様式）		△						
8	建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し又はこれらに代わるもの	△					○		
9	理事会等の議事録写し			○	○	○		○	
10	その他知事が必要と認める書類				○				

※1 「△印」となっている書類については、変更事由に応じて省略可能。

※2 変更事由が複数の場合は、変更事由をまとめて届け出ることができる。

※3 定員変更は変更事由「運営規程等」により届け出ることとし、その他表中にない事由を変更する場合、その都度相談し指示を受けること。

別表4 公立保育所内容変更届提出書類

提出書類		変更事由							
		建物・設備	運営規程等	施設長	施設所在地	施設名称			
1	児童福祉施設内容変更届（施行細則第三号様式）	○	○	○					
2	児童福祉施設名称等変更届（施行細則第四号様式）				○	○			
3	施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	（1）事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）	△		○				
							（2）施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）	○	
							（3）住居表示を証明する書類	○	
4	建物その他設備	（1）変更前後の土地、建物その他設備の規模及び構造（別紙第9号様式）	○	△		○			
		（2）変更前後の建物の配置図、平面図及び立面図	○	△		○			
5	運営についての重要事項に関する規程		○		○	○			
6	施設長及び職員	（1）施設長について	①履歴書（又は経歴書）写し		○				
		（2）職員について	①職員名簿（別紙第7号様式）		△				
7	その他知事が必要と認める書類	○							

※1 「△印」となっている書類については、変更事由に応じて省略可能。

※2 変更事由が複数の場合は、変更事由をまとめて届け出ることができる。

※3 定員変更は変更事由「運営規程等」により届け出ることとし、その他表中にない事由を変更する場合、その都度相談し指示を受けること。

別表4-2 公立保育所内容変更届追加提出書類（業務委託又は指定管理者制度の場合）

提出書類	変更事由		
	受託者又は指定管理者	代表者	法人名称又は所在地
1 法人代表者の履歴書（又は経歴書）写し	○	○	
2 法人登記簿履歴事項全部証明書	○		○
3 定款、寄附行為その他法人の契約	○		○
4 受託法人との業務委託契約書（契約書案）の写し（業務委託の場合）	○		○
5 指定管理者との管理に関する協定書（協定書案）の写し（指定管理者制度の場合）	○		○

※ 変更事由が複数の場合は、変更事由をまとめて届け出ることができる。



別表5 私立保育所廃止（休止）承認申請提出書類

1 申請書	児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（施行細則第七号様式）
2 前年度の決算書	
3 当該年度の予算書	
4 廃止又は休止を決定した理事会等の議事録の写し	

別表6 公立保育所廃止（休止）届提出書類

1 届出書	児童福祉施設廃止（休止）届（施行細則第六号様式）
2 廃止を議決した条例（条例案）（廃止の場合）	
3 休止の決定がされたことが分かるもの（休止の場合）	

別紙第1号様式

事業の用に供する不動産の一覧表

種 別	所在地	面積 (㎡)	所有形態	登記 の 有無	第三者所有の 場合その氏名	備考
土 地			自己所有 地上権 (期間 年)  賃貸借 (期間 年)			
建 物			自己所有  賃貸借 (期間 年)			

(注) 記載に係る不動産を担保に供している場合は、備考欄にその旨記載すること。

## 土地、建物その他設備の規模及び構造

## 1 土地及び建物の規模及び構造

土地面積	0.00㎡	
建物の構造	●●●●造●階建	
建築面積	0.00㎡	
延床面積	0.00㎡	
屋外遊戯場	面積	0.00㎡
	2歳以上児1人当たり面積	
	敷地内・外等の状況	

## 2 乳児室、保育室等

室名		室数	有効面積	定員	1人当たり有効面積	備考
乳児室 又はほふく室	0歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	0歳～1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	0歳～1歳を同室とする場合
	計	0	0.00㎡	0人		
保育室 又は遊戯室	2歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	3歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	4歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	5歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	●歳～■歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	●歳～■歳を同室とする場合
	遊戯室	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	計	0	0.00㎡	0人		

## 3 各設備等

設備の区分	設置の有無	備考
医務室		
調理室		
便所		個数:大●個、小●個
調乳室		
沐浴室		
調理室前室		
食品保管庫		
下処理室		
事務室(職員室)		
休憩室		
職員用便所		
その他事業に供する室		事業名:●●●●事業

(注) 1 建物が複数ある場合は、建物毎に本表を作成すること。

2 医務室を事務室等と兼用する場合は、医務室の備考欄に兼用する室名を記載すること。

別紙第3号様式

社 会 福 祉 法 人 調 書

1 名 称

2 事務所の所在地

主たる事務所

従たる事務所

3 設立認可年月日 年 月 日

4 設立登記年月日 年 月 日

5 役員 (理事 名、監事 名)

6 評議員 ( 名)

7 現在経営している社会福祉施設の状況

施設等種別	名称	所在地	事業開始年月日

児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

印

児童福祉施設（保育所）の設置に当たり、下記に該当しない者であることを誓約します。

記

（児童福祉法第35条第5項第4号）

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する

認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。



## 別紙第6号様式

## 施設長選任理由書

施設長氏名		年齢	歳
最終学歴 (卒業学校・学部名等)		主な職歴	
施設長就任(予定)年月日	年 月 日(就任・予定)		
資格等の状況	<input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 社会福祉主事 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1号該当 <input type="checkbox"/> "    第19条第2号該当 <input type="checkbox"/> "    第19条第3号該当 <input type="checkbox"/> "    第19条第4号該当 <input type="checkbox"/> "    第19条第5号該当 <input type="checkbox"/> 児童福祉事業等経験    年 <input type="checkbox"/> 「保育所長等研修」又は「社会福祉施設長資格認定講習課程」 の受講 <input type="checkbox"/> その他( )		
当施設長を選任する理由			
社会福祉に 対する知識 ・経験			
社会福祉に 対する熱意			
施設運営能力 管理能力等			
選任の経緯 (理事会の審 議内容等)			



職員名簿

経験年数は、申請日(令和●年●月●日)現在

職名	氏名	勤務形態	(非常勤・兼任の場合)本務の所定労働時間		従事内容	生年月日	経験年数		申請日時点の勤務状況・職	給料(月額)		備考
			週●日	1日●時間			資格	業務		年数	本俸	
保育士	●●●●	非常勤	週●日	1日●時間	●歳児担任	S●●●●	施設長	3年 0月	(例)認可保育所施設長、保育士、幼稚園教諭、会社員、学生、在家庭	本俸	●●円	(例)兼任先: ●●保育園など
		兼任	(兼)●●業務		保育士		保育士	10年 3月		●●手当(●●円)、●●手当(●●円)、●●手当(●●円)		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		

(注)

- 職名欄は施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務員等を記入すること。
- 勤務形態欄は、常勤・非常勤の別、専任・兼任の別を記入すること。非常勤・兼任の場合は、本務の所定労働時間を、兼任の場合は、兼任業務内容を記入すること。
- 資格欄は、保育士、幼稚園教諭、調理師、栄養士、看護師等の資格名を記入すること。資格を複数所持する場合は、職務に対しても適当な資格名を記入すること。
- 従事内容欄は、担当する歳児、調理業務、事務等を記入すること。
- 経験年数欄は、以下のとおり算入すること。なお、一月に満たない期間については切捨てすること。
  - 常勤職員として勤務していた期間については、勤務期間を経験年数として計上すること。
  - 非常勤職員として勤務していた期間については、「一日6時間以上かつ月20日以上」勤務していた期間について計上すること。
  - 施設長は、認可保育所(地域型保育事業所を含む)の施設長、認定こども園及び認可幼稚園の園長として勤務していた期間を記載すること。(施設長の経験年数は、保育士、幼稚園教諭等の経験年数には含めないこと。)
- 諸手当は、業務に関して支給する手当(例:役職手当(●●円)、職務手当(●●円)、資格手当(●●円)、処遇改善手当(●●円)、地域手当(●●円)等)の種類を記載すること。(業務以外に関して支給する手当(通勤手当、住宅手当、家族手当等)は記載しないこと。)

小学校就学前の子どもに関する調書

1 基本情報 ( 年4月1日現在)

区分	世帯数	人口 A	就学前の 子どもの数 B	B/A (%)	保育を必要 とする子ど も以外の子 どもの数 C	C/B (%)	保育を必要 とする子ど も の数 D	D/B (%)
市町村 行政区域								
施設 所在区域								

※「施設所在区域」については、各市町村が子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定による、子ども・子育て支援事業支援計画で定めた区域のうち、設置施設が属する区域とする。(以下同じ。)

2 施設所在区域における保育を必要とする子どもの事由別内訳 ( 年4月1日現在)

事由	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
保育を 必要とする 子どもの数											

3 施設所在区域における保育を必要とする子どもの年齢別内訳 ( 年4月1日現在)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳～	計
人 数							

4 設置施設における利用予定の子どもの数 ( 年 月 日現在)

区域内から の利用	区域外から の利用	利用予定の 子どもの数	内 訳					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳

(注)  
本調書の時点は、直近の年の4月1日現在で入力してください。  
例えば、令和4年4月1日開所予定で、令和3年11月30日に認可・認定申請書を提出する場合は、令和3年4月1日現在で入力してください。

5 市町村子ども・子育て支援事業計画における●●年度の施設所在区域の教育・保育の需要と供給

		保育を必要とする子ども以外の子どもの数	保育を必要とする子ども			
			3歳以上児		0歳	1～2歳
			教育ニーズ	保育ニーズ		
1 必要利用定員総数（量の見込み） ※当該年度の4月1日時点の「計画上の数値」を記載すること	①全区域					
	②当該区域					
2 現状の必要利用定員総数 ※計画上の数値から変動がない場合、上記の数値を転記すること ※計画上の数値から変動がある場合、その数値を記載すること	①全区域					
	②当該区域					
3 当該区域で、当該年度の4月1日時点の利用定員	①特定教育・保育施設					
	②確認を受けない幼稚園					
	③特定地域型保育事業所					
	④認可外保育施設（運営費等の支援を受けているもの）					
	⑤計		0	0	0	0
4 当該区域で、当該年度の4月1日時点で不足する数 ※「2の②」から「3の⑤」を差し引いた数値			0	0	0	0
5 当該区域で、当該年度に増加する利用定員数	①特定教育・保育施設					
	②確認を受けない幼稚園					
	③特定地域型保育事業所					
	④認可外保育施設（運営費等の支援を受けているもの）					
	⑤計		0	0	0	0
6 当該区域で、当該年度以降に確保を要する数 ※「4」から「5の⑤」を差し引いた数値			0	0	0	0
7 当該区域で、当該年度以降に増加する利用定員数（見込）	① 年度					
	② 年度					
	③ 年度					
	④ 年度					
	⑤計		0	0	0	0

(注)  
 本調書の時点について、「●●年度」と記載されている箇所は、開所予定日の属する年度の計画の数値を入力してください。  
 例えば、令和4年4月1日開所予定であれば、令和4年度の計画の数値を入力してください。また、先の例で言えば、左の表中「当該年度」は「令和4年度」のことになり、「当該年度以降」とは「令和5年度～」になります。

変更前後の土地、建物その他設備の規模及び構造

1 土地及び建物の規模及び構造

		変更前	変更後
土地面積		0.00㎡	0.00㎡
建物の構造		●●●●造●階建	●●●●造●階建
建築面積		0.00㎡	0.00㎡
延床面積		0.00㎡	0.00㎡
屋外遊戯場	面積	0.00㎡	0.00㎡
	2歳以上児1人当たり面積		
	敷地内・外等の状況		

2 乳児室、保育室等

	室名	室数	有効面積	定員	1人当たり有効面積	備考	
変更前	乳児室 又はほふく室	0歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		0歳～1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	0歳～1歳を同室とする場合
		計	0	0.00㎡	0人		
	保育室 又は遊戯室	2歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		3歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		4歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		5歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
●歳～■歳		0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	●歳～■歳を同室とする場合	
遊戯室	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人			
計	0	0.00㎡	0人				
変更後	乳児室 又はほふく室	0歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		0歳～1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	0歳～1歳を同室とする場合
		計	0	0.00㎡	0人		
	保育室 又は遊戯室	2歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		3歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		4歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		5歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
●歳～■歳		0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	●歳～■歳を同室とする場合	
遊戯室	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人			
計	0	0.00㎡	0人				

3 各設備等

設備の区分	設置の有無		備考
	変更前	変更後	
医務室			
調理室			
便所			個数:大●個、小●個
調乳室			
沐浴室			
調理室前室			
食品保管庫			
下処理室			
事務室(職員室)			
休憩室			
職員用便所			
その他事業に供する室			事業名:●●●●●事業

(注) 1 変更があった箇所のみ記載すること。

2 建物が複数ある場合は、建物毎に本表を作成すること。

3 医務室を事務室等と兼用する場合は、医務室の備考欄に兼用する室名を記載すること。